

## 平成30年度第1回市原市個人情報保護審査会議事要旨

- 1 会議の名称 平成30年度第1回市原市個人情報保護審査会
- 2 開催日時 平成30年7月20日（金）午後1時30分～午後2時40分
- 3 開催場所 市原市役所議会棟 第3委員会室
- 4 出席者 審査会委員 小賀野会長、河邊委員、濱田委員、安川委員、関委員

### 【事務局】

（総務部）鈴木部長（総務課）須田課長、鈴木主幹

（法務・情報公開室）加藤室長、豊田主任

## 5 議 題

- (1) 実施機関から意見を求める事項について

## 6 議事等の概要

- (1) 実施機関からの諮問事項について

市原市個人情報保護条例の改正案について

ア 事務局による市原市個人情報保護条例の改正案に関する説明

市原市個人情報保護条例及び市原市情報公開条例の一部改正に係る骨子案（平成30年5月29日市長決裁）に基づき、改正の骨子について説明を行った。

その後、各委員から質疑がなされた。

イ 審議

- ・個人情報の定義の明確化について

個人識別符号については、政令で定める範囲の中で市原市個人情報保護条例（以下「条例」という。）中の個人情報の定義に位置付ける方向で了とされた。

また、定義の方法については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の定義ぶりを基本としていく方向で了とされた。

- ・要配慮個人情報について

本市が条例にすでに規定する一般的制限とあわせて、政令で定めるものについては位置づけを行っていく方向で了とされた。

また、一般的制限となった場合に事務事業に支障を生じるおそれのあるものについては、今後整理分類の上、審査会の意見を聴いた例外として位置づける諮問を行うことについて了とされた。

- ・開示請求等に係る手続規定の整理について

市原市情報公開条例と市原市個人情報保護条例とを比較した場合開示請求に関する規定について、条例には規定が明確でない部分などがあることから、これらの規定について市原市情報公開条例の規定を参考に条例の規定の均衡を図る方向

で改正を進めていくことについては了とされた。

- ・審査請求制度に係る手続規定の整理について

審査会の調査権限等については、条例中に規定し、権限を明確にする方向が良いとの意見が出された。その他条例には規定が明確でない部分などにつき、これらの規定について市原市情報公開条例の規定を参考に条例の規定の均衡を図る方向で改正を進めていくことについては了とされた。

今回の意見のとりまとめについては、審査会より示された意見に基づき、会長の指導のもと、事務局が取りまとめた案に対する各委員からの意見を反映させた後、最終的な意見として取りまとめることとした。